

平成 30 年度第 2 回栄地区協議会 会議録（概要）

●会議を開催した日時及び場所

日 時 平成 31 年 2 月 1 日（金） 午前 10 時～午前 11 時 30 分

場 所 三条市役所栄庁舎 2 階 201 会議室

●出席委員（◎会長、○副会長）

佐藤 洋一	内山 敏雄	長野 功	○栗原 一郎
◎殖栗 孝雄	小川 好美	堀内 靖記	長谷川 勝榮
島影 正幸	鈴木 正道	武田 哲夫	

以上 11 人

（欠席委員）

諸橋 正徳 宮島 敏明 中村 貴子

以上 3 人

●出席者

総務部長 駒形 一興 政策推進課長 平岡 義規 税務課長 鶴巻 鉄次

栄サービスセンター長 小出 和哉

（政策推進課）政策推進係長 前山 直人

（税務課）課長補佐 山田 隆雄

（栄サービスセンター）総務グループ長 小川 しづ子

●傍聴者

なし

●報道機関

三條新聞社

●内 容

1 開 会（10:00 開会）

2 議 事

（1） 三条市総合計画後期実施計画（案）について

（政策推進課長 説明）

資料No.1－1 及び資料No.1－2 により三条市総合計画後期実施計画（案）について説明

～質 疑～

（内山委員）

小項目 3 に関連し、先進農業者への長期派遣研修について、昨日の農業委員会において、下田の飯田地内で新たに農地の利用権を設定し、遊休農地になりつつあるところに幹旋で耕作を開始するという成功事例も聞いた。幹旋して終わりではなく、今後も本人の希望を聞きながら継続的な支援をしていってほしい。

農協でも園芸分野に今年から力を入れ機械等の支援をしているので、行政だけでなく民間とも連携し、地域として取り組んでほしい。

(政策推進課長)

ご意見をいただいたことを所管課に申し伝える。

(長谷川委員)

この計画に記載してある目標を達成するにはそれを進めていくためにどのような人々が関わっていくかが大切である。関わっていく人材の発掘をどのようにして行い、計画として具体化していくのかを考えてほしい。

(政策推進課長)

計画の各施策を推進していくために、人は重要な要素であると認識している。例えば計画では、他所から人を呼び込むことなども意識しており、そのような人々を核にしつつ取組を更に拡大し進めていく。

(佐藤委員)

栄地区の取組がないのではないかな。

(政策推進課長)

高齢化が著しく進んでいるなど、まちなか及び下田地域は特に手を打っていかねばならないとしてパイロット事業と設定し、様々な取組を行っているところである。結果として相対的に栄地域の取組が少ないように取られてしまったが、そうしたことはなく、工業流通団地や帯織住宅団地の造成などにも取り組んでいる。

(佐藤委員)

旧大潟保育所を災害時の避難所にすることはできないかな。

(総務部長)

一時的な避難場所として使えるように地域の方と話をまとめさせていただいたところである。

(佐藤委員)

大面体育館の屋根の赤錆がひどい。雨漏りも進んでいると思う。定期的に管理をしてほしい。

(政策推進課長)

ご意見をいただいたことを所管課に申し伝える。

(長野委員)

農業そのものが衰退している中で、農地の相続が問題となっている。相続放棄された土地の賦課金をどこから貰うのかという問題も出るが、市はこうした相続放棄された農地に対しどのような対応をしていくのか。

(政策推進課長)

ご意見をいただいたことを所管課に申し伝え、確認する。

(長野委員)

雪害対応について、行き止まりの市道認定できない道路も除雪できないかな。

(政策推進課長)

基本的には行き止まり道路については市道として引き受けておらず、除雪も個別の対応としているが、開発行為等の対応においても、消雪パイプを設置するように

指導をしているように、多くは消雪パイプの対応となっている。

(堀内委員)

小項目 13 の主な取組について、さんじょう一番星事業の成果は出ているのか。市民への PR も必要ではないか。

(政策推進課長)

実績としては、学びのマルシェは毎年 250 人前後の子ども達に希望に応じて学びの場を設ける支援を行っている。文化・芸術の一番星事業は研鑽補助など、年間 10 人程度の子ども達を支援している。また、スポーツの一番星事業は平成 29 年度では 14 人支援したところである。これらはより効果のある形へ見直しを図りながら引き続き取り組んでいく。

(長谷川委員)

三条市はものづくりのまちであるが、市の製造品出荷額は向上しているのか。

(政策推進課長)

製造品出荷額の現状値は 34 頁に記載している。国内の他の地域ではバブル崩壊やリーマンショック以降、明確に落ち込みを見せてきた中、三条市を含めた燕三条地域では、ほぼ横ばいを維持してきていると聞いており、この目標値に向けて引き続き取り組んでいく。

(長谷川委員)

高齢化率が年々高まっている中で、地域の支え合いが必要となってくる。行政の力にも限界があり、冬場の除雪など共助による支え合いが大切である。このような様々な立場の方がいる中で認識を共有したい。

(政策推進課長)

共助が重要であるとの考えはそのとおりであると思っている。長寿社会の中でそのような考えに基づき様々な取組をしていかなければならないし、例えば、冬季の除雪については、今年度新たに建設関連協議会等の協力を得て要援護世帯の除排雪支援の仕組みを構築したところである。

(長谷川委員)

高速道路から見える今井野新田の大型看板（ものづくりのまち三条）は高速道路下り側から見ると一面緑になっているだけであり何かが書いてあるかも分からない。もっと有効に PR に使うことができるように対応してほしい。

(政策推進課長)

ご意見をいただいたことを所管課に申し伝える。

(長谷川委員)

地元から栄体育館の駐車場が少ないと声が出ている。利便性確保のために検討してほしい。

(政策推進課長)

地区協議会で度々ご指摘を受けている課題であり、ご意見をいただいたことを所管課に申し伝える。

(佐藤委員)

下田地区でコミュニティバスの運行をしたいという声があると聞いている。栄地区もコミュニティバスを運行するにはどうすれば良いか市からも説明を聞いたと

ころである。井栗地区ではバスの運転手の費用などは自治会で負担しているとも聞くが、移動手段というのはこれから大事になってくるので、市からも御協力をお願いしたい。

(政策推進課長)

川通地区、大和地区からの高校生の通学の課題については、所管課も承知しており検討課題としているところである。改めて所管課に申し伝える。

(長谷川委員)

小項目 9 の主な取組について、婚活イベントはどういった場所、内容、どんな方法で周知をしたか。

(政策推進課長)

婚活イベントは、ボランティアからなる三条婚活実行委員会により、民間施設などの様々な場所で行っている。実績は年間 100 人から 200 人程度の集客、平成 30 年度で 10 回の開催、ホームページや SNS での発信により周知している。

(長谷川委員)

小項目 25 の主な取組について、空き家バンク制度の登録成果はどうか。

(政策推進課長)

市のホームページで掲載しているが、提供可能である空き家として登録されているもので、現在 33 件の登録がある。今後も自治会などに協力を仰ぎ状況確認しながら登録を進めていきたい。

(2) 栄・下田地区における固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の運用について

(税務課長 説明)

資料No.2 により説明

～質 疑～

(堀内委員)

「住宅用地に対する課税標準の特例とは」について、住宅用地でない土地については 70 パーセント課税ということか。

(税務課長)

御指摘のとおり、住宅用地以外の非住宅用地は、評価額の 70 パーセントが課税標準額となっている。

(堀内委員)

宅地以外の課税標準額は課税標準の特例がなく全て同じ金額となっているのか。田んぼとか畑はどうなっているか。

(税務課長)

宅地以外は、原則評価額が課税標準額となっている。

(税務課長補佐)

農地や山林は、評価額が課税標準額と同じである。宅地と宅地比準土地として宅地の水準で評価されている雑種地、いわゆる駐車場や資材置き場などは宅地と同じ 7 割で計算されている。

(鈴木委員)

「住宅用の土地については、特に税負担を軽減する観点から」と書いてある言葉

と、例としてあるものは税額が増えている。言葉同士からくるニュアンスの違いがある。税額が減る感じがしないが、例として適切なのか。

(税務課長)

税負担を軽減する観点からというのは、住宅用地については、200 平方メートルまでは評価額の 6 分の 1 まで課税標準を落とすことになっている。2 ページの住宅用地の特例については、三条地区では住宅用と非住宅用の家屋が混在する場合、比率で非住宅用地とする運用をしてきたが、栄・下田地区については、同じ敷地内に専用住宅の他、農舎や事務所が存在していても、全て住宅用地として運用してきた。これを三条地区の運用と合わせて、非住宅用の建物がある場合は、それぞれの建床面積の割合に応じて一部を非住宅用地とする運用に統一させていただきたい。その結果、税額が上がるということになる。

(鈴木委員)

個別に読めばそのとおりで理解しているが、税負担を軽減するとうたっておきながら、税額が上がる例ばかりが出ている。軽減される例はないのか。

(税務課長)

栄・下田地区については、同一敷地内に住宅のみの場合については三条地区と同様に 200 平方メートルまでは 6 分の 1 の軽減を既に行っているのもので、今より税額が下がることはない。住宅用地について住宅と非住宅が混在している場合は、今より固定資産税が上がる。

(鈴木委員)

そうすると税金が上がるというイメージしか出てこない。計算すればそのとおりで分かっているが、片方で資料には軽減されると書いてあり、ちょっとバランスに欠くという気持ちがある。税負担には敏感なところも多いので、工夫してもらいたい。

(長谷川委員)

要するに、軽減という表現が取り違えられるといういう意味だ。

(税務課長)

軽減の特例措置が既にされている、という説明をさせていただいている。

(総務部長)

今後、広報周知をする際には、軽減という言葉の受け取られ方に注意していく。

(長谷川委員)

空き家を解体した場合の課税関係はどうなるか。

(税務課長)

空き家の敷地に対する課税標準の特例措置については、2 年ほど前に、特定空き家に認定されたものについては、住宅が建っていても住宅用地に対する課税標準の特例措置を適用しないということになった。

(長谷川委員)

特定空き家とは何か。

(税務課長)

管理が不全で特定空き家と認定されたものは、今までは空き家であっても住宅用地の特例があったが、特定空き家を削減する観点から課税標準の特例が無くなった

ことを聞いている。

(3) その他

～質疑なし～

3 閉 会 (11 : 30 閉会)